

県管理の河川区域内における支障木伐採利用に係る取扱要領

1 目的

本事業は、県が管理する河川区域内の支障木に関し、住民との協働による河川管理の一環として、河川支障木の効率的かつ計画的な伐採による適切な維持管理に向け、公募型による支障木の伐採利用を推進する取扱いを行い、もって河川区域内の支障木撤去の促進とその有効活用を図ることを目的とする。

2 公募による伐採利用者の募集

総合支庁長は、河川区域内における立木等の伐採利用を希望する者を公募するときは、繁茂状況を調査したうえで、場所、面積、補助金の有無及び金額を示して行うものとする。（様式1）

なお、公募においては、募集箇所を複数の区画に分割して募集することができるものとする。

3 申込

（1）河川区域内における立木等の伐採利用を希望する者（以下「申込者」という）は、対象箇所を管轄する総合支庁あてに伐採利用申込書（様式2）、誓約書（様式3）を提出するものとする。

（2）伐採利用の申込みは、県内に住所を有する住民（団体・企業等を含む）が行うことができるものとする。

（3）公募箇所における一部区域の伐採利用申込みも認めるものとする。

（4）一つの公募における公募箇所（区画）が複数の場合は、申込者は複数の公募箇所（区画）に申込を行うことができるものとする。

（5）総合支庁は、申込者の身分証明書の提示又は写しの添付を求め、申込受付時に申込者の身分確認を行う。申込が団体の場合は代表者の身分証明書等、企業の場合は登記簿の写し等の提示又は添付を求めるものとする。

この場合、申込者の氏名、住所地を確認し、同一の住所地の申込書が複数となる場合は、同一人物（団体、企業）による複数申込みと判定し、当該申込書を一つの申込として取り扱うものとする。

4 審査・認定

（1）総合支庁長（建設部河川砂防課長）は、申込書を受理した場合は、現地調査や申込者からの聞き取り調査を行い、又は関係機関・団体から意見を聴取するなど必要な審査を行ったうえで、伐採利用の認定を行うものとする。

（2）一つの公募箇所（区画）への申込みの重複の有無に関わらず、申込者数が募集箇所数（募集区画数）を超えた場合は、総合支庁は「（4）伐採者認定に関する地域要件による優先順位」に基づいて申込者の中から優先順位が上位となる者を抽出して、優先順位が上位となる者から順に申込箇所を伐採認定することとし、一申込者あたり最大で1箇所（区画）までの認定とする。

各優先順位に合致する申込者が複数となる場合は、総合支庁長は、当該者間での調整及び他の箇所（区画）への変更、又は当該人数に応じた区割り調整を行うことができるものとする。

その結果、調整が成立した場合はその内容で伐採利用の認定を行い、不成立の場合はくじ引きにより認定者を決定する。

(3) (2)において優先順位上位者として抽出されなかった者は、伐採者として認定されない場合がある。

(4) 伐採者認定に関する地域要件による優先順位

優先順位 1 伐採箇所の存する市町村に住所を有する申込者

優先順位 2 伐採箇所の存する総合支庁（7 公所単位）に住所を有する申込者

優先順位 3 伐採箇所の存する総合支庁（4 公所単位）に住所を有する申込者

優先順位 4 伐採箇所の存する隣接総合支庁（4 公所単位）に住所を有する申込者

(5) 公募箇所数（区画数）に対して申込者数が同数以下の場合は、前記（4）に基づき優先順位が上位となる者から順に申込箇所を伐採認定するとともに、一申込者あたり最低 1 箇所（区画）が認定されるものとする。この場合、総合支庁長は必要に応じて、申込者間の調整や申込者数に合わせた公募箇所の区割り調整を行うことができるものとする。

(6) 総合支庁長は、伐採利用について認定者を決定したときは、伐採利用認定書（様式 4）により申込者に通知するものとする。審査又は河川管理上の支障等の理由により、伐採利用について認定できない場合も、その理由を付した非認定通知（様式 5）を申込者に通知するものとする。また、当該市町村に対しては、必要に応じて通知するものとする。

(7) 審査に当たっての留意事項及び申込者に対し周知を図る事項は次のとおりとする。

- ① 県が管理する河川区域内の支障木撤去の促進と有効利用を目的とする。
- ② 河川管理上の支障にならない範囲での取扱いとする。
- ③ 申込者が伐採等を行う際は、伐採木付近の民地所有者からの立ち会い等により了解を得て行うものとする。万が一、問題が生じた場合は、申込者の責任において解決する。
- ④ 伐採等の期間は、鳥類の営巣や漁業等に配慮して 1 1 月から翌年 3 月末までを原則とするが、その他の期間の伐採を要望する場合は河川管理者と協議するものとする。
- ⑤ 伐採利用において不要なものについては、申込者の責任で適正に処理すること。例えば、伐採後の枝葉等を放置したり、下流に流したり、不法に投棄しないこと。
- ⑥ 動植物の生息・生育環境及び地域の景観等に十分配慮すること。
- ⑦ 底地については、国有地に限ること（河川管理者が民有地の所有者から同意を得ている場合を除く。）。
- ⑧ 支障木の伐採に関し、土地の掘さく等土地の形状変更を行う行為については、別途許可等が必要な場合があること。
- ⑨ 伐採に際してチェーンソー等を使用する場合は事故等に充分注意すること。
- ⑩ 支障木の放射性セシウム濃度及び支障木の利用に関すること。

5 認定の取消

総合支庁長は、認定者を決定した後に、その認定を取り消す場合には非認定通知（様式 5）により、認定を取り消す旨を記載して通知するものとする。

なお、認定が取り消された箇所（区画）については、再審査又は再募集を行い新たな認定者を決定するようにすること。

また、再審査において、先に非認定通知書（様式５）を送付した者を認定する場合には、新たな伐採利用認定書（様式４）に、先に通知した非認定通知書を取り消す旨を記載すること。

6 認定の返上

認定者は、伐採利用認定書（様式４）を受理した後に事情変更などで認定を返上することとなった場合には、その旨を記載した書面を支庁長あてに提出しなければならない。

なお、認定者が返上した箇所（区画）については、前項と同様に新たな認定者を決定するようにすること。

7 経費の負担

支障木の伐採・利用に係る経費は、申込者の負担とする。ただし、条件悪地での伐採利用に対し、その費用の一部を補助することがある。

8 住民への広報

総合支庁長は、広報紙その他の方法により住民への周知を行うものとする。また、市町村長に対しても広報等の要請を行うものとする。

9 伐採後の報告

申込者は、作業完了後の状況について写真等により総合支庁長あて報告するものとする。

10 その他

本要領に定めのない事項又は不明、疑義を生じた事項については県土整備部河川課及び総合支庁建設部建設総務課・河川砂防課で協議する。

附則

この要領は、平成１７年　９月１５日から施行する。

この要領は、平成１８年１１月１日から改正施行する。

この要領は、平成１９年１１月２９日から改正施行する。

この要領は、平成２０年１０月２４日から改正施行する。

この要領は、平成２２年　８月１２日から改正施行する。

この要領は、平成２３年１０月１２日から改正施行する。

この要領は、平成２４年　９月２４日から改正施行する。

この要領は、平成３０年１０月１２日から改正施行する。

この要領は、令和　２年　７月２１日から改正施行する。

この要領は、令和　４年　９月１２日から改正施行する。

この要領は、令和　８年　８月２８日から改正施行する。